

(案)

高知港・須崎港・宿毛湾港における港湾施設の円滑な利用に関する
確認事項

1. 港湾管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による港湾施設の円滑な利用について、港湾法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
2. また、自衛隊・海上保安庁と港湾管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く。）であって、当該港湾施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
3. 上記の着実な実施に向けて、防衛省中国四国防衛局・海上保安庁第五管区海上保安本部と港湾管理者との間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。国土交通省四国地方整備局はこれに協力する。

令和6年●月●日

国土交通省四国地方整備局次長

海上保安庁第五管区海上保安本部長

防衛省中国四国防衛局長

高知県知事

令和6年3月21日
内閣官房
国土交通省
防衛省

高知県知事様

「総合的な防衛体制の強化に資する取組に関する質問事項について」に対するご回答

ご連絡いただいたおりました質問事項について、以下のとおり回答いたします。

1 確認事項(案)の2の文中に「自衛隊・海上保安庁と港湾管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合」とあるが、緊急性の高い場合とは、大規模災害時における救援部隊の派遣や、国際情勢の緊迫時の対応といった場合と考えてよいのか。

(答)

本枠組みでの「緊急性が高い場合」とは大規模災害や北朝鮮による弾道ミサイル技術を使用した発射に対する対応などのほか船舶・航空機の不測の事態への対応を意味しています。いずれにせよ、特定公共施設利用法が対象とする武力攻撃事態または武力攻撃予測事態は除かれ、それ以外の状況については含まれうるものであり、どのような状況が該当するかは、個別具体的な状況に即して判断するものと承知しています。

2 確認事項(案)の2の文中の「…、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く。)」には、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態以外の「存立危機事態」や、「重要影響事態」、いわゆる「グレーゾーン事態」が含まれうると考えてよいのか。また、含まれる場合には、港湾法等の既存法令に基づき、利用調整を行うものと考えてよいのか。

(答)

お質しの通り、相違ありません。

5高港海第667号
令和6年3月22日

内閣官房長官
国土交通大臣様
防衛大臣

高知県知事

総合的な防衛体制の強化のための
公共インフラ整備について（回答）

令和6年3月8日付けで依頼のあったうえのことについて、「高知港・須崎
港・宿毛湾港における港湾施設の円滑な利用に関する確認事項」を確認しました。

担当

土木部 港湾・海岸課 港湾管理担当

TEL : 088-823-9883

e-mail : 175001@ken.pref.kochi.lg.jp

「特定利用港湾」高知県版Q & A

[高知港、須崎港、宿毛湾港の「特定利用港湾」指定受け入れについて、
高知県の考え方のポイントをまとめました。]

< 1 「特定利用港湾」指定で何がどう変わることか >

Q 1 「特定利用港湾」への指定で、平時の自衛隊艦船による利用はどう変わるのですか？

(答)

- 高知港では現在でも自衛隊艦船が年数回程度、防災訓練や広報活動などのため寄港しています。
- 「特定利用港湾」に指定されると、これに加えてさらに年数回程度、有事に備えた部隊・物資の輸送訓練などで自衛隊艦船の寄港回数が増える可能性があります。
- ただし、国は必要な訓練は「特定利用港湾」以外の港湾でも実施すると表明していますので、仮に本県が指定に同意しなくとも、県内港湾での輸送訓練などが行われる可能性があります。

Q 2 我が国への武力攻撃のような、有事の際の自衛隊艦船利用に違いが出てきますか？

(答)

- 「特定利用港湾」は、平時における利用の枠組みです。
- 武力攻撃事態のような有事については、いわゆる有事法制によって、内閣総理大臣からの「要請」「指示」などに基づき、あらゆる港湾について、必要に応じて、自衛隊艦船の優先利用が行われる仕組みになっていますので、「特定利用港湾」への指定の有無によって取扱いが変わることはありません。

Q 3 武力攻撃事態のような有事ではなくても、国際情勢が緊迫し有事の一歩手前のような状況になった場合はどうですか？

(答)

- 国際情勢が緊迫した場合のほか、大規模災害が発生したりして自衛隊艦船が緊急に物資輸送や部隊の展開などの任務に当たる場合があり得ます。
- こうした場合、「特定利用港湾」に指定されている港湾は、自衛隊艦船による柔軟かつ迅速な利用が図られるよう努めることが求められます。

Q 4 「特定利用港湾」の指定に同意しなければ、Q 3のような緊急時にも自衛隊艦船の利用を拒否できるのですか？

(答)

- 「特定利用港湾」に指定されていなければ、Q 3のように自衛隊艦船による柔軟かつ迅速な利用が図られるよう努めることは求められませんが、港湾法の規定に基づき他の民間船舶と同様の基準で利用の申請を審査し、利用調整を行うことになります。
- この場合、港湾法には「不平等取扱の禁止」規定がありますので、合理的な理由なしに利用を拒否することはできません。

Q 5 「特定利用港湾」への指定に同意し、自衛隊艦船に協力すれば何か国からの見返りはあるのですか？

(答)

- 「特定利用港湾」に指定されると、公共事業の採択などの判断に当たり、自衛隊・海上保安庁のニーズという安全保障上の観点からの重要性が加味され、岸壁・航路などの港湾施設の整備が加速

されることが期待されます。

- あわせて、指定が行われて自衛隊艦船が訓練などにより、平素から県内港湾の特性に習熟しておくことで、大規模災害時における災害派遣や国民保護事案への対応においてより効率的な対応が期待でき、地元にとってもメリットがあると考えます。

<II 「特定利用港湾」指定によるリスクをどう考えるか>

Q 6 自衛隊艦船の輸送訓練では武器や弾薬も運ばれるようですが、事故などの心配はありませんか？

(答)

- 武器・弾薬等を含む物資輸送については、関連する法令に基づいて安全には十分な配慮がなされます。
- また、国からは、港湾における訓練には港湾内で弾薬発射するといったものは含まれず、今回の指定は新たな基地や駐屯地の設置を伴うものではないと説明を受けています。

Q 7 「特定利用港湾」の指定に同意しなければ、武器や弾薬を輸送する自衛隊艦船の寄港を拒否できるのですか？

(答)

- 「特定利用港湾」の指定の有無にかかわらず、自衛隊艦船についても、港湾法の規定に基づき他の民間船舶と同様の基準で利用の申請が審査されます。
- この場合、港湾法には「不平等取扱の禁止」規定がありますので、単に武器・弾薬等を搭載しているというだけの理由で利用を拒否することはできません。

Q8 「特定利用港湾」の指定に同意することは、高知県議会の「港湾における非核平和利用に関する決議」に反しませんか？

(答)

- 県議会決議は船舶に対して非核三原則の順守を求めるものです。
- 自衛隊艦船は政府の方針に則ってこれを遵守しており、今回の指定に同意することは県議会決議に何ら反するものではありません。

Q9 「特定利用港湾」に指定されると、有事において攻撃目標となるリスクが高まるのではないか？

(答)

- 「特定利用港湾」の指定に伴う自衛隊艦船の利用実態の変化は年数回の訓練利用の増加程度と微小なものであり、このことが攻撃目標とみなされる可能性を有意に高めるものとは考えていません。
- むしろ我が国全体としての防衛体制の強化を通じて、我が国への攻撃を未然に防ぐための抑止力や実際に対応するための対処力が高まり、リスクの軽減に寄与するのではないかと考えています。

Q10 「特定利用港湾」の指定に同意しなければ、有事において攻撃目標となるリスクを軽減できるのですか？

(答)

- 国の説明によれば、「特定利用港湾」の指定候補の選定は、我が国をめぐる厳しい安全保障環境と国内における部隊配置などを踏まえたものです。
- そうであるとすれば、攻撃標的となるリスクの増加が仮にあるとしても、それは指定候補であることが明らかになった時点です。

でに発生していると思われ、県の指定同意の有無がもたらす効果は極めて限定的ではないかと考えます。

<III 県としての総合判断など>

Q11 「特定利用港湾」に関する国との合意文書について、どのような協議を行ったのですか？

(答)

- 国との合意文書は、平時にあっても国際情勢の緊迫や大規模災害の発生により自衛隊艦船が緊急に港湾を利用する必要が生じた際には、柔軟かつ迅速な利用が図られるよう県として努めることなどを定めたものです。
- 想定されるケースの具体的な内容などについて国との間で共通認識を得たうえで、県としての合意を行っています。

Q12 県としてどのような方向性で、どのような手順を経て指定受け入れの可否に関する最終判断を行ったのですか？

(答)

- 県としては、これまでの国との協議の結果、「特定利用港湾」の指定受け入れに関しては、これに伴って想定されるリスクを上回る、十分なメリットが認められるものと判断しました。
- そのうえで、こうした県の立場を関係する港湾の地元三市に伝え、意見交換を行うと同時に、合意文書に関する国との詰めの協議を経て、受け入れ可否についての最終判断を行いました。

Q13 国際情勢が緊迫し、国が「重要影響事態」と認定した場合、米軍の後方支援に当たる自衛隊艦船が今回の「枠組み」に基づいて港湾を利用できることになりますが、「県民に親しまれる平和な港としなければならない」とした県議会の決議に反しませんか？

(答)

- 自衛隊が米軍等の後方支援や捜索救助に当たることができる「重要影響事態」については、その是非について国会で大きな議論があったのは事実ですが、そのための法律改正はすでに成立し、現行法として施行されています。
- 県議会決議は、自衛隊がこうした法律に基づいてわが国の平和と安全の確保のための任務を遂行することを妨げるものではないと考えます。
- また、今回仮に「特定利用港湾」の指定に同意しなかった場合でも、このような状況下で自衛隊艦船から港湾の利用申請があれば、港湾法の規定に基づいて可否を判断することになります。
- この場合、自衛隊が法律に基づく任務を遂行しようとしているものですので、単に米軍等の後方支援等を行おうとしていることのみを理由として港湾の利用を拒むことはできないものと考えます。
- したがって、今回の「特定利用港湾」の指定に同意しないからといって、こうした場面での自衛隊艦船の寄港を拒否できるわけではないと考えます。

「重要影響事態」

そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律）（自衛隊が実施できる主な措置：後方支援、捜索救助）

Q14 国のQ&Aの公表から日も浅いのに、なぜ受け入れ可否の判断を急ぐのですか？

(答)

- 国からは昨年10月に本件の申入れがあり、かねてから本年3月末までの合意形成を強く要請されてきました。
- 県としては、そのための前提条件として国からの情報開示の徹底を求め、今回のQ&Aの早期作成・公表を要請してきました。
- 3月5日に公表された国のQ&Aは、県民の皆さんのが不安に感じられている点、関心の高い点を含め、幅広い論点についてわかりやすくまとめられたものであり、県としてはこれを踏まえて国の意向ができるだけ尊重して速やかな可否の判断を図ることとしたものです。
- また、国としては、本県と併行して協議を行っている他県の港湾等とあわせて年度末に一括して合意文書を交わし、これらの港湾等を対象として新年度早々から令和6年度の施設整備予算の執行も含めて新たな体制に入りたいとの意向であると伺っています。
- 本県としても、切迫する南海トラフ地震に備えて浦戸湾の三重防護をはじめとした港湾整備事業の一日も早い完成を目指しているところであり、国が示したスケジュールを踏まえて速やかな対応を行おうとしたものです。